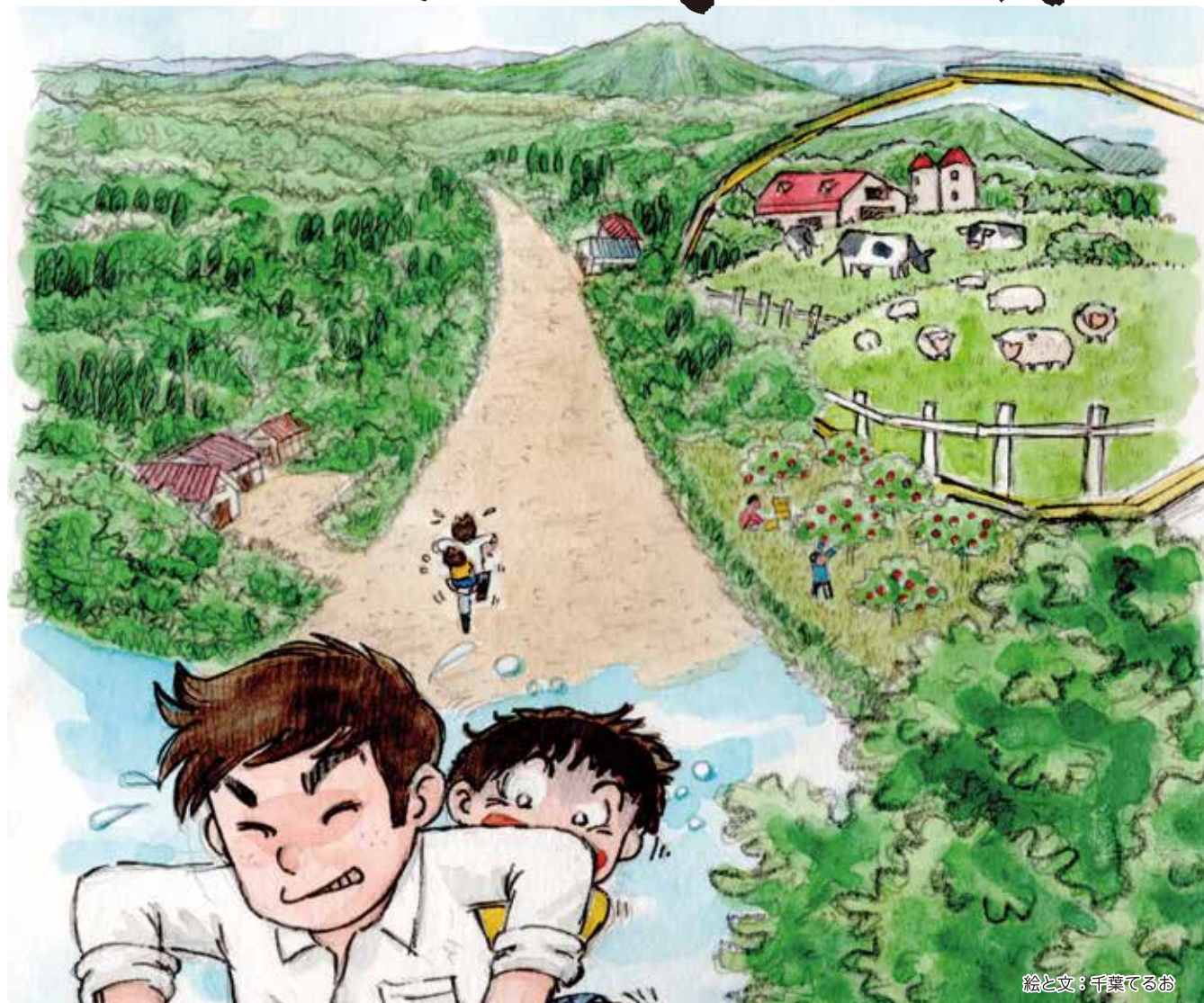




社会保険

いわて

奇数月発行 / 2021 No.809



絵と文：千葉てるお

今号のお知らせ

- 「標準報酬月額決定通知書」を送付します2
- 自宅で「ねんきんネット」始めてみませんか2
- 令和3年度
被扶養者資格再確認のご協力をお願い4
- タブレット等による健康サポートのご案内5
- お問い合わせで困ったことはありませんか？6
- 社労士通信 vol.97
- 施設優待事業のお知らせ8
- 10月・11月の年金出張相談所日程8

「小岩井は遠かった…」

今から50数年前のこと。
兄貴が何を思ったのが青山町から
二人乗りをして小岩井まで
行くという暴挙に出たのです。
まだ小岩井まで舗装されておらず
砂利道を必死に漕いでいた兄貴。
僕の記憶といえば
お尻がずっと痛かったことと
右手にリング畑が広がり
美味しそうに見えたことぐらい…。
小岩井での記憶は一切なく
途中から引き返したのだらうと…。
小岩井農場は遠かった思い出。



●職場内で回覧しましょう！

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ / <http://www.syahokyo-iwate.com/>

「標準報酬月額決定通知書」を送付します。

算定基礎届により決定された、各被保険者の新しい標準報酬月額が「標準報酬月額決定通知書」で送付されます。

給与明細書等に記載するなどして、従業員に対し新しい標準報酬月額を必ずお知らせいただくようお願いいたします。

この新しい標準報酬月額に基づいて、9月分からの健康保険料及び厚生年金保険料が10月より納入告知されますので、必ず給与引き取り分及び事業主負担分と合致するかご確認ください。不一致の際には年金事務所までお問い合わせください。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理番号

被保険者整理番号	被保険者氏名	※1 適用年月	決定後の標準報酬月額		※1 生年月日	※2 種別
			(健保)	(厚生)		
		R 3. 9	千円	千円		
		R 3. 9	千円	千円		
		R 3. 9	千円	千円		

平成29年1月から、賞与支払届、月額変更届、月額算定基礎届に対する通知書のレイアウトが変わりました。

通知書は、処理が完了した方から順次発送しております。すでにご提出済みの方が今回の通知書に含まれていない場合、処理が完了次第、送付いたします。

自宅で「ねんきんネット」始めてみませんか！

「ねんきんネット」は、お客様がパソコンやスマートフォン等でご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

ご自身の年金記録の確認

ご自身の国民年金の記録やお勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

将来の年金見込額の試算

働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合などさまざまな条件に合わせた試算ができます。

電子版「ねんきん定期便」の閲覧

紙の「ねんきん定期便」と同じ年金記録を1か月程度早く閲覧できます。ダウンロードも可能です。

各種通知書の確認

年金振込通知書や年金額改定通知書などの通知書が確認できます。ダウンロードも可能です。

「アクセスキー」があればご利用登録はカンタン！

「アクセスキー」とは？

◎「ねんきんネット」のユーザー IDを即時発行するための認証キー（17桁の番号）です。

◎「アクセスキー」は、「ねんきん定期便」等に記載されているほか、年金事務所などの各拠点でも発行することができます。

◎「アクセスキー」の発行については、従業員が記入した「申込書」を事業主がとりまとめて年金事務所に一括提出する方法や、**事業主からのアクセスキー発行に関する申出書の提出**をもって事業所の従業員全員に発行することも可能です。

〇〇年金事務所 様

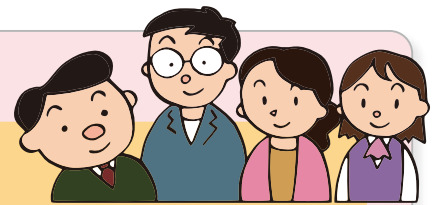
「ねんきんネット」アクセスキー発行申込書

当所（貴所）に所属する「ねんきんネット」アクセスキーの発行を依頼します。
なお、当該事業所（貴所）に所属する「ねんきんネット」アクセスキーの発行は、貴所（貴所）の〇〇年金事務所からアクセスキーの発行が完了するまでの間、有効とさせていただきます。

事業主（貴所）の氏名：_____
事業主（貴所）の住所：_____
事業主（貴所）の電話番号：_____
事業主（貴所）の代表者名：_____

アクセスキーをお持ちでない方は

「ねんきんネット」の初回利用登録は
スマホとマイナンバーカードが便利です！



スマートフォンでの初回利用登録の手順

（マイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお使いください。）

STEP1 マイナポータルへログイン



- ①マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワードを入力
- ②マイナンバーカードをかざして読み取り
- ③マイナポータルへのログインが完了

STEP2 「ねんきんネット」の初回利用登録



- ④マイナポータルのトップ画面の「もっとつながる」を押す
- ⑤「ねんきんネット（日本年金機構）」の「つなぐ」を押す
- ⑥「ねんきんネット」の初回利用登録が完了



【ご注意】

マイナポータルから「ねんきんネット」へつなぐ場合の初回利用登録の時間帯は、平日8時から23時までです。
時間帯によっては、つながるまでにお時間をいただく場合があります。
※基礎年金番号をお持ちでない方等、一部ご利用いただけない場合があります。

初回利用登録の完了後は、24時間いつでも「ねんきんネット」をご利用できます。

人生100年時代の「プラス年金」 まずは、資料請求を！

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル **0120-65-4192**

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階



事業主・加入者のみなさまへ

令和3年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和3年度につきましては、10月下旬から11月中旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、**被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。**

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、**加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となります**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年度の予定

●確認の対象となる方

令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者(協会管掌健康保険)

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

●送付時期

令和3年10月下旬から**11月中旬**にかけて順次送付いたします。

●提出期限

令和3年12月20日(月)

●添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

◎被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

◎海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

●扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

●令和元年度の実績

◎扶養解除者数 約6.8万人

◎高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約1億円

岩手支部における 主な健康保険申請書処理の所要日数について

各種申請書の受付からお支払いまでの所要日数についてホームページにまとめておりますので、ご活用ください。

岩手支部 所要日数

<一部ホームページ抜粋>

	申請書の種類	申請書等の受付から、お届け・お支払いまでのおよその所要日数	送付されるもの	送付先
証交付関係	限度額適用認定申請書	7日～10日	限度額適用認定証	ご自宅または指定送付先
	被保険者証再交付申請書		被保険者証	事業所加入者：勤務先 任意継続：ご自宅
健康保険給付	傷病手当金支給申請書	14日以内	支給(不支給)決定通知書	ご自宅
	出産手当金支給申請書 等			受取代理人住所(該当する場合)

お問い合わせ先：TEL 019-604-9070(業務グループ)

タブレット等による健康サポートのご案内

健康サポートとは？

健診の結果から

生活習慣病発症リスクが高い！

と判定された方に保健師、管理栄養士があなたの健康をサポートするものです。



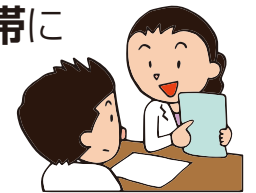
受けた方が良いつて分かってるけど、勤務時間中だといつも忙しくて、なかなか受けられないんだよねあ…

そんな忙しいあなたのために、

**タブレット等を使用して、ご都合の良い時間帯に
自宅などでも受けられるようになりました。**



でも、どうしたら利用できるの？
タブレットも持ってないし…



ご利用方法について～タブレットを持っていないでも大丈夫!～

- 健康サポートの対象になられた方へ委託先である「カルナヘルスサポート」からお電話でご案内いたします。面談日の日程調整をお願いします。
- お電話の中でタブレットを所有していない方へ、貸出のご案内をいたします。希望された方には、**面談数日前にタブレットと教育資料をお届けします。**
- 届いたタブレットを使用して健康サポートを受けましょう。
※Zoomが事前にダウンロードされているお手持ちのタブレットやパソコンも使用可能です。(教育資料のみお届けします。スマートフォンは使用不可。)

**ご案内が来ていない方でタブレット等による
健康サポートを希望する場合は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。**

お問い合わせ先：TEL 019-604-9089(保健グループ)

健康保険の「困った」をサポートします！
健保委員にご登録ください！

岩手県内
約2,400名
が登録!

事務負担が増えることや、会費などのご負担も一切ございません。

仕事に役立つ情報をお届け！

**「協会けんぽガイドブック」を
1部進呈**

これさえあれば制度や申請書の
記入方法がまるわかり！



**健保委員限定の
広報紙をお届け**

健康づくりや制度改定など
最新情報が満載！



▶登録はこちらから！

協会けんぽ 岩手 健康保険委員



お問い合わせ先：TEL 019-604-9018(企画総務グループ)

お問い合わせで困ったことはありませんか？

「県内年金事務所」、「協会けんぽ岩手支部」 お問い合わせ・提出先のご案内

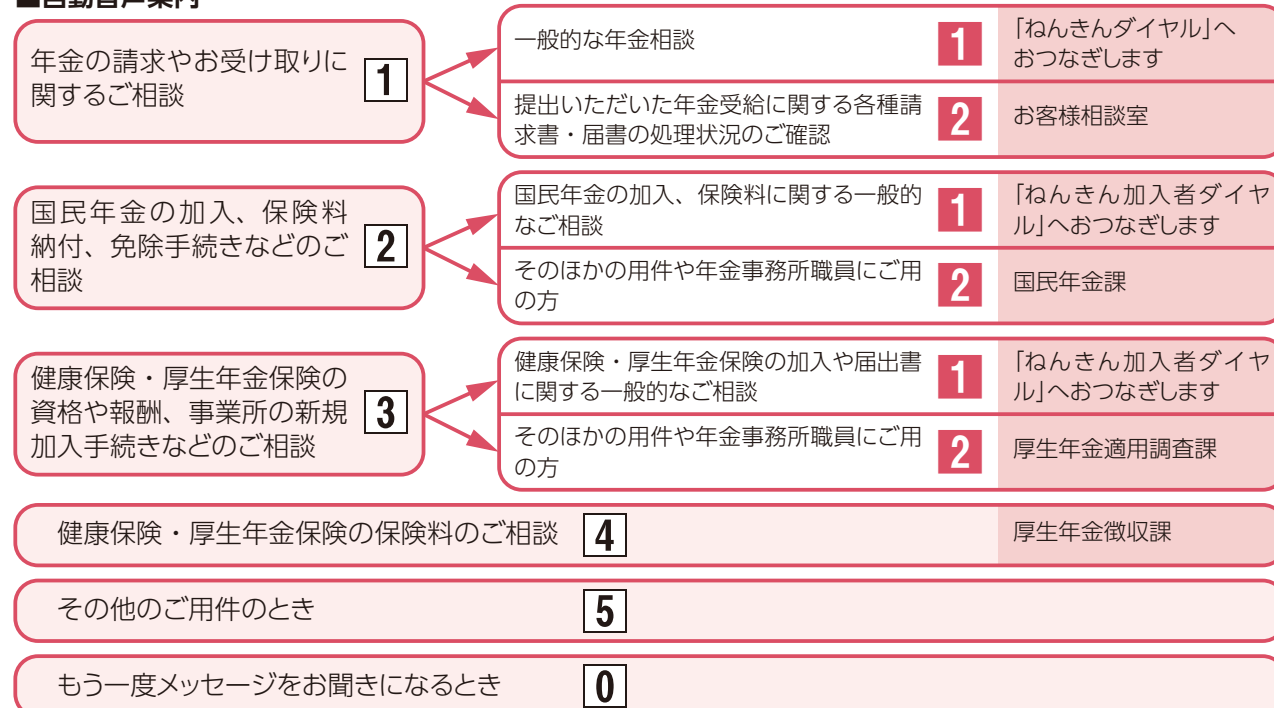
日本年金機構年金事務所

年金事務所への電話照会は、「自動音声案内」により担当課へのご案内をしています。

【自動音声案内の流れ】

年金事務所へ電話をする。→自動音声案内が流れます。→自動音声の案内に沿ってご希望の番号を押してください。

■自動音声案内



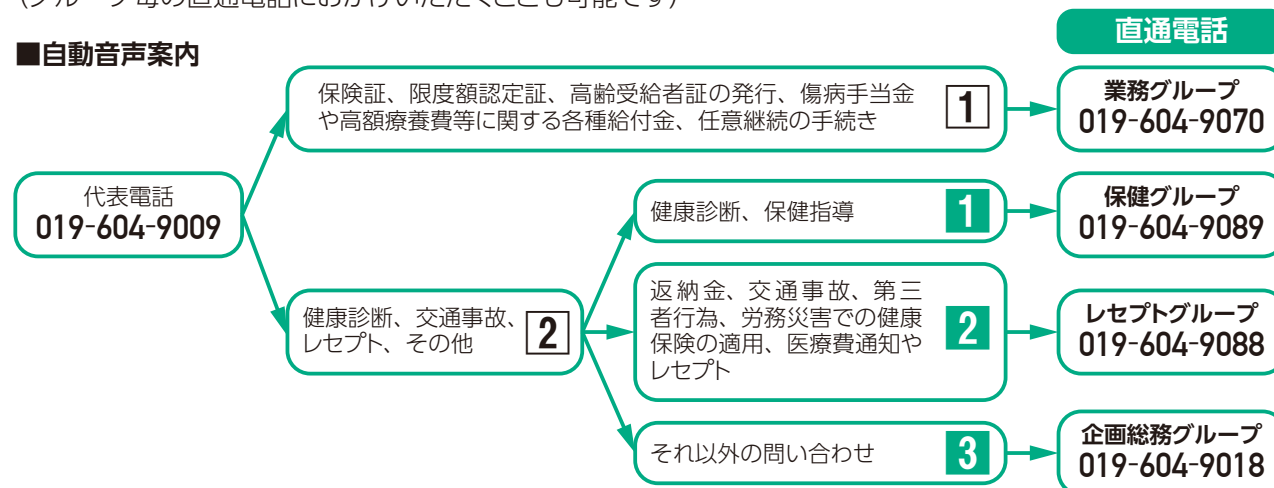
ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先がご不明なときは、**番号を押さず、そのままお待ちください。**

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)
宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)

協会けんぽ 岩手支部

代表電話につきましては、自動音声案内となりますので、ご用命に合わせて番号を選択してください。
(グループ毎の直通電話におかけいただくことも可能です)

■自動音声案内



育児・介護休業法の改正について

総務担当者：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」が国会で成立し、6月9日に公布されたそうですね？

社労士K：たくさんの改正が盛り込まれていて、しかも施行時期が段階的なので注意が必要です。その中で、まず令和4年4月1日に施行されるのが下記の内容です。

◆個別の周知、意向確認、雇用環境整備の義務付け

(1) 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別周知・取得意向確認の措置の義務付け
労働者本人または配偶者の妊娠・出産について労働者から申出があった場合、事業主には次の二つが義務付けられます。

- ① 当該労働者に対して育児休業に関する制度等を周知する
- ② 育児休業の取得の意向を確認するための面談等の措置を講じる

(2) 育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け

次の中からいずれかを選択して措置を講ずることが事業主に義務付けられます

- ① 育児休業に関する研修の実施
- ② 育児休業に関する相談窓口の設置
- ③ その他省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

◆有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」の要件が廃止されます。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することが可能です。

総務担当者：男性の育児休業制度が変わると聞きましたが？

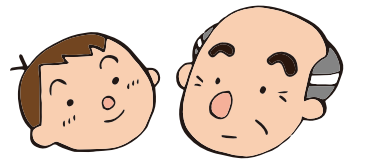
社労士K：男性の育児休業については、平成22年に設けられたいわゆる“パパ休暇”がありますが、制度の利用はあまり進みませんでした。そこで新たに“出生時育児休業”制度が創設されました。ポイントは次の通りです。なお、こちらの施行日は令和4年10月頃になると見込まれます。

◆出生時育児休業

- ① 子の出生後8週間以内に4週間まで休業を取得できる
- ② 申出期限は原則として休業の2週間前まで
- ③ 期間内に分割して2回まで取得できる
- ④ 労使協定に基づき、休業中に一定の範囲で就業できる

総務担当者：かなり利用しやすくなった感じがします。

社労士K：そうですね。事業主にしてみると、男性の育児休業に関しては、早めに配偶者の妊娠・出産の情報を取得することが経営上重要なポイントになりそうです。それから、男性の育児休業取得促進を目的とした「両立支援等助成金(出生時両立支援コース)」がありますので、活用を検討されるとよろしいでしょう。



ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。
ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

「施設優待事業」のお知らせ

岩手県社会保険協会では、全国の都道府県社会保険協会の共同事業として、会員事業所様の被保険者とそのご家族様が契約施設を利用した場合に優待利用できる「施設利用会員証」を発行していますが、令和3年9月1日より下記施設の優待利用が始まりました。

◎新鉛温泉（花巻市鉛字西鉛23 電話：0198-25-2619）

日帰り入浴料金の割引 大人：1,200円 → **800円** 小人：600円 → **500円**

（除外日がありますので、事前に施設へお問い合わせください。）

今後、岩手県内の優待施設を拡大予定です。

社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

岩手県社会保険協会では、会員事業所様あての広報紙、参考図書及び各種事業のご案内などをクロネコダイレクトメール便でお届けしています。会員事業所様の事業所名称や所在地などに変更があった場合、または郵便局の転送サービスをご利用の場合などは、当協会から送付します広報紙などがお届けできない場合がありますので、下記「変更届」によりFAX(または郵送)でご連絡いただきますようお願いいたします。

変 更 届

送信先

一般財団法人岩手県社会保険協会 あて

FAX番号 019-626-0252

協会会員番号

	—		—				—				
--	---	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--

（年会費払込金受領書・広報紙送付封筒の宛名シールに記載されています）

【変更前】全事項を記入願います。

ふりがな			
事業所名称			
事業所所在地	〒		
		電話番号	
備 考			

【変更後】変更事項のみ記入願います。

（変更日 年 月 日）

事業所記号		番号		〔記入例〕 01-あいう、盛-あいう、01-ABC
ふりがな				
事業所名称				
事業所所在地	〒			
		電話番号		
備 考				

年金出張相談所 *****

会 場	10月	11月	時 間
盛岡			
八幡平市役所(多目的ホール)	14(木)	11(木)	10:00~15:30
ゆはづ交流館(岩手町)	20(水)	17(水)	10:00~15:30
葛 巻 町 役 場	27(水)	11月はお休みです	10:30~15:00
紫 波 町 役 場	10月はお休みです	24(水)	10:00~15:30
一関			
陸 前 高 田 市 役 所	21(木)	11月はお休みです	10:30~15:30
大 船 渡 市 役 所	28(木)	25(木)	10:30~15:30
奥 州 市 役 所(本 庁)	10月はお休みです	4(木)	10:00~15:15
奥州市役所(江刺総合支所)	7(木)	11月はお休みです	10:00~15:15
宮古			
青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	21(木)	18(木)	10:00~15:30
花巻			
遠野市役所本庁舎3階	7(木)	4(木)	10:30~15:30
二戸			
久 慈 市 文 化 会 館 (アンバーホール)	13(水)	10(水)	10:30~16:00
	28(木)	24(水)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。
※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

【自動音声案内番号】

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。